

貝塚市企業人材確保新規就職者支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、貝塚市補助金等交付規則（平成18年貝塚市規則第3号）に定めるもののほか、市内企業の人材確保と若年者の市内定住の促進を図るため、自社の制度として新規採用した従業員に就職一時金を支給する市内企業に対し交付する貝塚市企業人材確保新規就職者支援補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市内企業 市内に事業所を有する法人又は個人事業主をいう。
- (2) 正規雇用従業員 雇用主から期間の定めのない正規の従業員として雇用され、就業規則等に基づく長期雇用を前提とした待遇（賃金の算定方法、支給形態、賞与、退職金、定期的な昇給、昇格等をいう。）を受ける雇用保険被保険者（1週間の所定労働時間が30時間未満の者を除く。）となる者をいう。
- (3) 就職一時金 市内企業が新規採用した従業員に対し、就業規則等に定める自社の制度として、当該就職にかかる入社支度金、入社一時金、入社支援金、転居手当等の名目で、入社から1年以内に支給する金銭をいう。

(補助対象者及び対象従業員)

第3条 この要綱により補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する市内企業の代表者とする。

- (1) 新規採用した正規雇用従業員に就職一時金を支給する制度を有する企業であること。
- (2) 就職一時金の支給について、就業規則等に定めていること。
- (3) 国、府又は市が出資による権利を有する企業でないこと。
- (4) 市税の未納がないこと。
- (5) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業の企業であること。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業に該当する事業を営んでいないこと。
- (7) 貝塚市暴力団排除条例（平成24年貝塚市条例第23号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (8) その他市長が不相当と認める企業でないこと。

2 前項第1号の新規採用した従業員は、次の各号のいずれにも該当する者（以下「対象従業員」という。）でなければならない。

- (1) 正規雇用従業員として雇用され、市内の事業所に配属された者
- (2) 雇用された日における年齢が満30歳未満の者
- (3) 貝塚市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団密接関係者でない者

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費の算定の対象となる期間（以下「算定対象期間」という。）は、毎年1月から12月までの期間とする。

2 補助対象経費の額は、算定対象期間中に補助対象者が対象従業員に支給した就職一時金の額とする。

（補助金の額及び期間）

第5条 補助金の額は、毎年度予算に定める範囲内で、次の各号に掲げる交付申請時における対象従業員の居住状況の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1） 就職決定に伴い他自治体から貝塚市に転入した者 5万円又は補助対象経費の2分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）のいずれか小さい方の額

（2） 就職決定の前から貝塚市内に居住する者 3万円又は補助対象経費の10分の3に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）のいずれか小さい方の額

（3） 他自治体に居住する者 1万円又は補助対象経費の10分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）のいずれか小さい方の額

2 補助対象者は、複数の対象従業員について補助金の交付を申請する場合には、一の年度につき5人分を上限とする。

（補助金の交付申請）

第6条 この補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該算定対象期間の属する年の翌年の2月末日（同日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日又は土曜日（以下「休日等」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日等でない日）までの間に、貝塚市企業人材確保新規就職者支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、申請は、対象従業員ごとに行うものとし、当該対象従業員につき1回限りとする。

（1） 雇用保険被保険者資格取得確認通知書（本人通知用）の写し

（2） 労働条件通知書又は雇用契約書の写し

（3） 申請者が対象従業員に就職一時金を支給したことが確認できる書類

（4） 交付申請時において対象従業員の事業所在職状況が確認できる書類

（5） 対象従業員の住民票の写し（申請時に市内に在住する者に限る。）

（6） 内定通知書・合格通知書の写し等、対象従業員の就職決定の日が確認できる書類（入社日より前に市内へ転入した者に限る。）

（7） 申請者の市税に未納がないことを確認できる書類

（8） その他市長が特に必要と認める書類

（補助金の交付の決定）

第7条 市長は、補助金の交付の申請を受けたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その交付の可否を決定し、貝塚市企業人材確保新規就職者支援補助金交付決定通知書（様式第2号。以下「交付決定通知書」という。）又は貝塚市企業人材確保新規就職者支援補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により行う書類審査、現地調査等について、市長が必要があると認めるときは、

申請者に対し、対象従業員の就業状況等に関することについて報告を求め、又は当該従業員の住民基本台帳の記録の調査を行うことができる。

(補助金の交付の条件)

第8条 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 対象従業員に対し就職一時金の返還又は当該額に見合う労働を求めるなど、対象従業員の不利益となる取扱いを行わないこと。対象従業員が退職した後も同様とする。
- (2) この要綱その他関係法令の規定を遵守すること。

(申請の取下げ)

第9条 補助金の交付決定通知書を受けた補助対象者は、交付決定通知書の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定通知書を受け取った日から14日以内に貝塚市企業人材確保新規就職者支援補助金取下書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、行われなかったものとみなす。

(補助金の交付の請求)

第10条 補助対象者は、交付決定通知書を受けた場合において、補助金の交付を受けようとするときは、交付決定の日から30日以内又は補助金の交付申請日の属する会計年度の3月末日(同日が休日等に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日等でない日)のいずれか早い日までに、貝塚市企業人材確保新規就職者支援補助金交付請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付の決定の取消し)

第11条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) この要綱その他関係法令に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することを不相当と認めたとき。

- 2 市長は、交付の決定の全部又は一部を取り消すときは、貝塚市企業人材確保新規就職者支援補助金交付決定取消通知書(様式第6号)により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、貝塚市企業人材確保新規就職者支援補助金返還命令書(様式第7号)により、補助対象者に期限を決めて返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第13条 補助対象者は、第11条の規定により補助金の交付の決定を取り消された場合において、補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

- 2 補助対象者は、補助金の返還を命じられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期

日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

3 市長は、前 2 項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、補助対象者の申請に基づき、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

4 補助対象者は、加算金又は延滞金の全部又は一部の免除を申請しようとするときは、貝塚市企業人材確保新規就職者支援補助金加算金・延滞金免除申請書（様式第 8 号）を市長に提出しなければならない。

5 市長は、前項の申請があり、やむを得ない事情があると認め、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除しようとするときは、貝塚市企業人材確保新規就職者支援補助金加算金・延滞金免除承認通知書（様式第 9 号）により、補助対象者に通知するものとする。

（他の補助金の一時停止等）

第 14 条 市長は、補助対象者が補助金の返還を命じられ、当該補助金、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額を相殺することができる。

（書類の保存）

第 15 条 補助対象者は、補助事業の遂行状況に関する書類及び帳簿等の関係書類を補助金を交付した日の属する会計年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

（補則）

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日以後に補助対象者が雇用した対象従業員への就職一時金の支給に係るものについて適用する。